山梨労発基０４１０第２号

令和５年４月１０日

各団体の長・支部長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨労働局長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （公印省略）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

　労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第66号。以下「改正省令」という。）が令和５年４月３日に公布され、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(以下「特化物技能講習」という。)の受講者の多くが金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他のヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)のみに従事する者となっていること等を踏まえ、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習(以下「金属アーク溶接等限定技能講習」という)を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる旨、特定化学物質障害予防規則等の改正が行われたところです。改正省令につきましては、令和６年１月１日から施行することとしています。

改正省令の趣旨及び内容は別添のとおりですので、貴団体におかれましても、金属アーク溶接等限定技能講習に係る本改正の趣旨を御理解いただき、傘下団体、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。